

「防災・災害に対する関係設備及び敷地」に係る固定資産税の減免について

(1) 概要

税条例に規定する固定資産税の減免につき取扱要綱を制定し、要件の一つである「公益性」の具体的な対象として「防災及び災害に対するもの」を明示いたしました。

○減免の対象（取扱要綱 抜粋）

自治会が当該地域における自治活動又はボランティア活動等の自主的な活動の用に供する集会施設、事務所、物置、倉庫（防災及び災害に対するものを含む。）及びその敷地

(2) 具体的な例（いざれかに該当するもの。これ以外でも災害対応と認められるものが対象。）

- ①ビニールハウスを常設し、震災時には避難所として活用する。
- ②倉庫又はコンテナ等に防災・災害用機材等を格納し、災害時にはテント等避難用設備の設置が行える状態にしておく。
- ③自治会所有でない土地で、あらかじめ土地所有者の承諾があり、災害対応用の設備を即座に設置することができる土地であること。ただし、有料で使用する場合は対象外。

（申請される際には、地権者との「貸借契約書」の写しが必要）

